

瀬戸内町教育大綱

(令和6年度～令和9年度)

～21世紀に生きる心豊かな人づくり～



令和6年4月

瀬戸内町

はじめに



教育とは人づくりであり、一人一人のすばらしい個性や能力をできる限り伸ばし、人生を豊かで充実したものにするとともに、本町のあるいは社会全体の今後一層の発展を実現する基盤です。それゆえ、未来を切り拓く力と豊かな心を備え「知・徳・体」の調和のとれた子どもを育成することは、教育行政の使命です。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、町長と教育委員会が教育政策について議論することを目的とした「教育総合会議」を本町に設置し、教育の目標や施策の根本となる方針である「瀬戸内町教育大綱」を令和2年4月に改訂しましたが、対象期間の満了にあたり、瀬戸内町の取り組むべき教育課題や今後の方向性について議論を重ねました。

教育は町政にとって極めて重要であります。豊かな自然と「結」の心あふれる人情味豊かな人々に囲まれて育つ瀬戸内町の子どもたちには、大きな夢や希望をもち、豊かな自然の中で様々な経験を通して豊かな感性を磨き、一人一人の個性を大切にしながら大きく成長して行くことを願うとともに、家庭・地域・学校・関係機関等の連携を深めることによって、町全体で子どもたちが育まれるような町づくりに努めていきたいと思えます。

心豊かな人づくりは、瀬戸内の未来の宝・希望であります。この子どもたち一人一人が幸せに生きるとともに、21世紀の今後の社会の中で生き生きと活躍ができるよう、「チームせとうち」で瀬戸内町の今後の教育を推進し、心豊かな人づくりを図っていきたいと考えております。

併せて、社会教育の充実とスポーツ振興、文化財保護と芸術文化の振興にも努めてまいります。

令和6年4月
瀬戸内町長 鎌田 愛人

目 次

第 1 章 教育大綱の制定	1
-------------------------	---

第 2 章 教育の基本方針	3
-------------------------	---

第 3 章 教育施策の 3 つの柱	5
-----------------------------	---

第1章 教育大綱の制定

1 はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、町長と教育委員会が教育施策について議論することを目的として設置され、「総合教育会議」において教育の目標や施策の根本的な方針である「瀬戸内町教育大綱」（以下「教育大綱」という。）を策定しました。

2 根拠法令

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき策定しております。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項】

「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」

3 教育大綱の期間

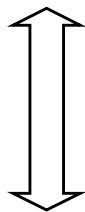
教育大綱の対象期間は、令和6年度から令和9年度までの4か年とします。

また、教育を取り巻く状況の変化や施策の進展状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 教育大綱の位置付け

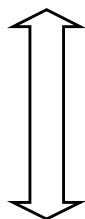
教育大綱は、本町の教育行政を推進するための基本指針となるものです。瀬戸内町長期振興計画の基本構想に定める基本方針の達成に向け、瀬戸内町の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき施策を明らかにするものであり、「瀬戸内町教育振興基本計画」の骨子となる部分をもって大綱として定めるものです。

瀬戸内町 長期振興計画



(上位計画)

瀬戸内町 教育大綱



(大綱と連動)

瀬戸内町 教育振興基本計画

第2章 教育の基本方針

1 基本目標

本町の教育的資源を活用しながら「学ぶ意欲をもち、豊かな自己実現を目指して生涯を通じて学び続ける人づくり」、「広い視野をもち、社会の変化に柔軟に対応しながら未来の造り手として地域の発展に貢献する人づくり」のための教育を推進していきます。

21世紀に生きる心豊かな人づくり

～自ら学び ともに磨き合い 地域(シマ)を興す人づくり～

2 基本方針

教育の基本目標を目指し、瀬戸内の子どもたちの教育を次に掲げる方針の下、進めていきます。

「21世紀に生きる心豊かな人づくり」を基本目標に
揚げ、人間性豊かで「ストグレ魂」をもち、たくましく
生きる町民の育成のため、活力ある教育を推進す
る

「ストグレ魂」とは、「何事にも折れない強い心」を表します。21世紀を生きる子どもたちには、どんな逆境であっても、あきらめることなく果敢に挑戦し続け、自分自身の力で未来を切り拓いてほしいと願います。

また、真に強い心には、他人に対するやさしさも必要です。他の人を思いやるやさしさあふれる人間性豊かで、強い心をもった子どもの育成を目指します。

3 3つの力点

上記の目標、方針を踏まえ、次に掲げる3つの力点を中心に教育施策を推進していきます。

- ① 「生きる力」を身に付ける
- ② とともに磨き合い、生涯を通じて学び続ける
- ③ 郷土を誇り、地域を興す次世代の人材を育む

4 教育大綱に基づく施策の実施

教育大綱に基づく施策の実施にあたっては、「瀬戸内町長期振興計画」及び瀬戸内町教育委員会が定める「瀬戸内町教育振興基本計画」と連動させ、瀬戸内町の現状と課題を明確にした上で、効率的かつ効果的に教育施策を推進していきます。

第3章 教育施策の3つの柱

I 「生きる力」を身に付ける学校教育の推進

これからの子どもたちは、Society5.0と言われる複雑、予測困難な時代を生きることになります。予測困難であるからこそ、その変化を前向きに捉え、自分の感性を働かせ、様々な課題に対して主体的な学びや他者との協働を通じて新たな価値観や行動を生み出したり、それを基に課題を解決したりする力を身に付けることが求められます。

学校教育においては、主体的・対話的で深い学びを通して、確かな学力、豊かな人間性、健やかな心と体などの生きる力を身に付けるため、児童生徒の発達段階に応じて組織的、計画的な教育を推進します。

- (1) 確かな学力の定着・向上
- (2) 教育の情報化（GIGA スクール構想）の推進
- (3) 人権教育の充実
- (4) 郷土教育の推進
- (5) 合同・交流学习の充実
- (6) 「にほんの里・加計呂麻留学制度」の充実
- (7) キャリア教育の推進
- (8) 特別支援教育の推進
- (9) 食に関する指導（学校給食）の充実
- (10) 生徒指導の充実

(11) 体力・運動能力の向上

(12) 幼児教育の充実

(13) 国際理解教育の推進

(14) 教職員の資質向上

(15) 学校間連携の推進（幼保・小中高）

(16) 教育扶助制度の充実

(17) 安全・安心な学びの環境（施設・設備）整備

2 とともに磨き合い、生涯を通じて学び続ける社会教育の推進

いつの時代にあっても、社会で自らの役割と責任を果たし、コミュニティの一員として生き生きと活躍できるように、教育を通じてすべての人がもつ可能性を伸ばすことが求められます。

社会の変化や多様化・高度化するニーズに対応し、町民が生涯を通じて自ら意欲をもって他者と協働しながら学ぶことができる機会の提供、だれもが参加しやすい環境づくりを推進します。

また、だれもが生涯にわたって日常的にスポーツに親しみ、楽しみながら体力の維持・向上を目指すことのできる環境づくり、スポーツを通じた交流を推進します。

(1) 生涯学習環境の充実

(2) 図書館サービスの充実

(3) 生涯スポーツの推進

(4) 競技スポーツの推進

- (5) 文化芸術活動の促進
- (6) 地域文化の継承・発展
- (7) 文化財の保護・活用
- (8) 郷土館施設の充実
- (9) 世界遺産による自然環境教育の推進
- (10) 埋蔵文化財の保全・活用

3 郷土を誇り、地域を興す次世代の人材を育む環境づくりの推進

本町には、集落ごとに伝承されている「八月踊り」や島唄などの伝統芸能、節句や豊年祭をはじめとする折々の伝統行事、集落の個性豊かな島口、ゆすいぐとう（教訓）、遺跡（遺構）など、貴重な文化が連綿と受け継がれています。

地域に残る貴重な文化を教育的資源として活用し、町民だれもが郷土に愛着や誇りをもてるような取組を推進します。

また、「ふるさとをよりよくしたい」という思いをもつ人材、次世代の担い手を育成するために、学校、地域社会が一体となった教育の充実、環境づくりを推進します。

- (1) 開かれた学校づくり
- (2) 地域ぐるみでの子どもの育成
- (3) 地域を支える世代間交流の推進
- (4) 地域ぐるみでの安心・安全な環境づくり

(5) 家庭の教育力の向上

(6) 「我が事・丸ごと」の地域づくり